

第2章 意匠における取組

近年、ビジネスのグローバル化と製品の同質化(コモディティ化)が進む中、デザインを重要な経営資源として活用する認識が高まっている。特にIoTの普及に伴いグラフィカルユーザーインターフェース(GUI)の果たす役割は大きく、また店舗等の外観や内装に特徴を持たせ、顧客集客量の向上やブランド構築を図る企業が増えている。さらに、一貫したデザインコンセプトに基づき、長期にわたりモデルチェンジを行う企業も増えている。

このようなIoT時代の新技術や企業の長期的なブランド戦略に十分に対応した意匠制度とし、かつ我が国企業が優れたデザインを迅速かつ効果的に権利化し、利益を正当に確保できるよう、国際調和も見据えながら、意匠制度・運用を見直し、品質の向上に向けて取り組む必要がある。

本章では、このような状況に対応するため、特許庁が実施してきた主な取組について紹介する。

1. // 使いやすい意匠制度の実現に向けた取組

(1) 意匠審査基準の改訂

2019年5月17日「特許法等の一部を改正する法律(令和元年5月17日法律第3号)」が公布され¹、意匠法の保護対象に、画像、建築物、内装の意匠が新たに加わったほか、関連意匠制度の拡充など、大幅な改正が行われた。

これに対応する審査基準を整備するため、2019年7月から2020年1月にかけ全5回、意匠審査基準ワーキンググループ²を開催した。期間中、ユーザー団体等との意見交換や、改訂意匠審査基準案についてのパブリックコメントを実施した³。今般の改訂においては、上記の検討に加え、より参照しやすい審査基準とするべく構成や表現等を全面的に見直すこととした。改訂意匠審査基準は、2020年3月19日に特許庁HP上において公開した⁴。

(2) 意匠制度・意匠審査基準に関する説明会の開催

改正意匠法に対応する意匠審査基準の説明会を、2020年1月から2月にかけて全国8カ所(香川、広島、北海道、宮城、沖縄、石川、東京、福岡)で開催したほか、説明会の内容を収録した動画を特許庁HP上で公開した⁵。

1 「特許法等の一部を改正する法律(令和元年5月17日法律第3号)
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiiei_r010517.html

2 「産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループ」
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/index.html

3 「意匠審査基準」改訂案に対する意見募集(令和元年12月11日)
https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/191211_isho.html

4 「意匠審査基準の一部改訂について」(令和2年3月19日)
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/kaitei/200319_ishou_kaitei.html

5 「令和元年度 意匠審査基準説明会 意匠の審査基準及び審査の運用」
https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/isho_text_2019.html

※開催が予定されていた大阪、愛知、埼玉の3会場は、新型コロナウイルス対策のため開催が中止となった。



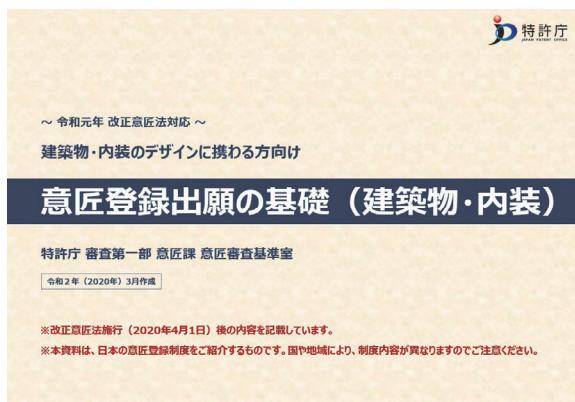
(3) 改正意匠法に対応する各種資料の整備

新たに意匠法の保護対象となった建築物や内装のユーザーに向けて、意匠制度や審査基準、出願方法等をまとめたテキストを整備したほか¹、「令和元年改正意匠法の運用に関するQ&A²」など、改正意匠法に対応するユーザー向けの資料を特許庁HP上で公開した。

(4) 日本意匠分類の改正

新たに意匠法の保護対象となった画像、建築物及び内装の意匠に関する分類を整備し、日本意匠分類を改正した。特に、画像に関する分類では、画像の用途や形態的な特徴に関する109のDタームを新設し、該当するDタームを複数付与可能とすることにより、画像の特徴についての横断的な検索を行えるよう整備した。

2-2-1 図 【建築物・内装デザイナー向けテキスト】



2. // 意匠審査の品質向上に向けた取組

(1) 品質管理に関する取組

意匠課及び意匠審査部門では、意匠審査の質の維持・向上を図るために、庁内に意匠審査品質管理委員会を設け、品質管理に関する各種施策の実施及び改善に取り組んでいる。

①品質保証

案件の処理方針等の判断を均一にし、意匠審査の質の保証を図るため、審査官と決裁者間の協議を実施し、必要に応じて他の審査官へ協議内容を情報共有している。

また、審査官が行った審査の内容(審査の判断や通知文書の記載等)について、意匠審査部門の管理職が全件のチェック(決裁)を行っている。

②品質検証

a. 品質監査

品質監査は、決裁後の案件からサンプルを抽出し、法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかとの観点で行っている。また、品質監査結果の分析及び評価により、意匠審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署と連携して課題解決を図っている。

1 「意匠登録出願の基礎（建築物・内装）」
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kenchiku-naiso-joho.html>

2 「令和元年改正意匠法の運用に関するQ&A」
https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/design/2019_kaisei_faq.html

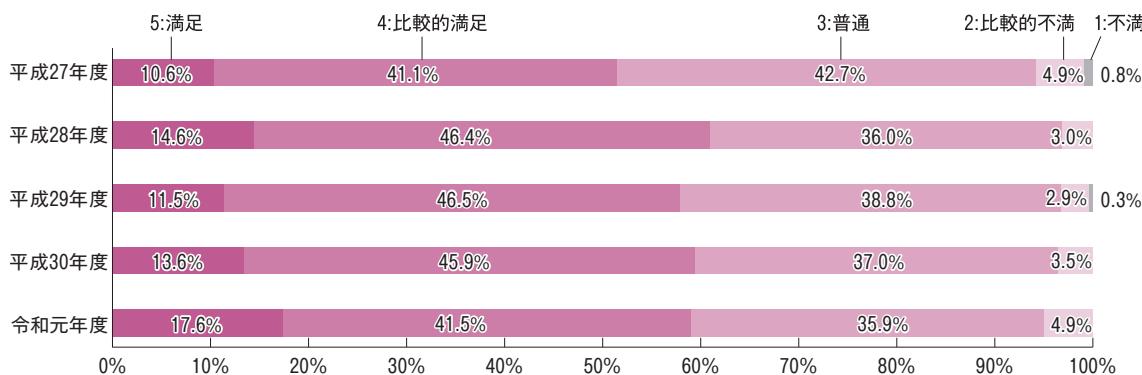


b.意匠審査の質に関するユーザー評価調査の実施

意匠審査の質全般及び特定の出願における審査の質について改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、ユーザーからの評価、意見等をアンケート形

式で収集し、分析を行っている。2019年度は国内企業等349者を対象とし、59.1%から意匠審査全般の質の評価において「満足」、「比較的満足」との回答を得た。なお、調査対象者から率直な評価・意見を得るため無記名での回答を可能にしている。

2-2-2 図【ユーザー評価調査結果】



(2)審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施状況・実施体制等について産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した外部委員で構成される審査品質管理小委員会から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映している。2019年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた¹。

¹ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html



3. デザイン・意匠制度の活用の促進

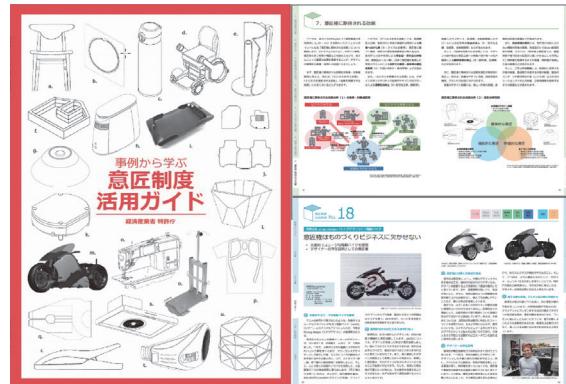
(1) 意匠制度の活用の促進:「事例から学ぶ意匠制度活用ガイド」の発行

特許庁は、意匠制度の活用方法を具体的な事例を基に紹介した冊子「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」を作成し、2017年7月に発行した。

本ガイドでは「意匠権に期待される効果」を切り口に事例を紹介している。意匠権に期待される代表的な効果としては、他社に模倣されないようにする効果や模倣品を排除する効果が挙げられる。他方、実際には、大企業、中小企業、デザイナー、大学・研究機関など様々な立場の意匠制度ユーザーが自身のビジネスなどの目的に応じ、意匠権の多様な効果に期待して意匠制度の活用を試みている。

例えば、意匠権に期待される効果を対象者・対象機関別に見ると、「ビジネスを守る効果」、「ビジネスを発展させる効果」、「組織を活性化させる効果」に大きく分けることができる。

このうち、「ビジネスを守る効果」には、登録意匠の公開、登録された事実の積極的な周知による他者へのけん制(対:ライバル企業等)、意匠権に基づく警告、税関での意匠権侵害物品の輸入差止め、裁判所での紛争処理による模倣品・類似品の排除(対:模倣品メーカー等)、日本で



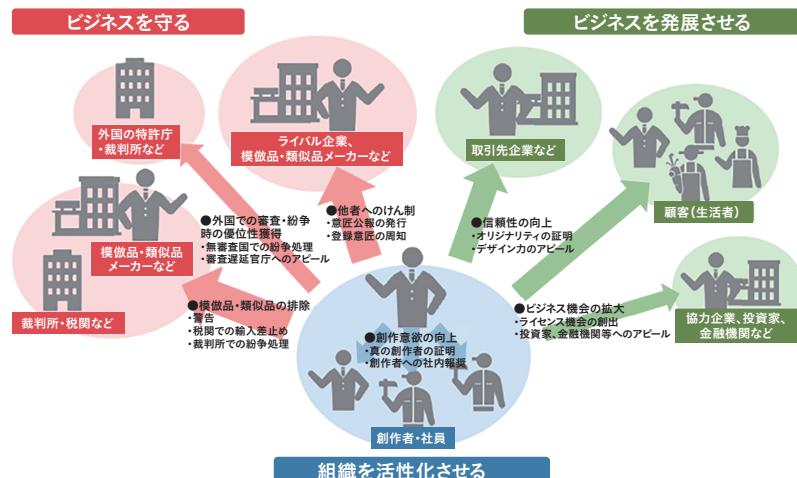
意匠権を取得した事実のアピールによる外国での審査・紛争時の優位性獲得(対:外国の特許庁・裁判所等)などが含まれる。

また、「ビジネスを発展させる効果」には、デザインのオリジナリティの証明やデザイン力のアピールによる信頼性の向上(対:取引先企業、顧客等)、他者へのライセンス、投資家・金融機関等へのアピールによるビジネス機会の拡大(対:取引先企業、投資家、金融機関等)などが含まれる。

そして、「組織を活性化させる効果」には、デザインの創作者名の意匠公報への掲載や創作者への社内報奨による創作意欲の向上(対:創作者、社員等)などが含まれる。

本ガイドは、特許庁ウェブサイトに掲載しているので、詳細はそちら¹を確認されたい。

2-2-3図 【意匠権に期待される効果の例】



¹ https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html



4. 意匠関連情報の整備・提供

特許庁は、意匠制度ユーザーの利便性向上のため、意匠審査基準等の整備、意匠審査における判断内容の明確化、意匠審査スケジュールの公表、意匠公知資料の公開といった、意匠審査に関する情報提供の拡充に努めている。

(1) 意匠関連情報の整備

①「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」

意匠登録出願時の願書及び図面の記載方法について解説した手引きを特許庁ウェブサイトで公表しており¹、意匠審査基準の一部改訂に則し、内容を更新した。また、令和元年の意匠法改正に伴い、画像や建築物、内装の意匠等、新たな保護対象に対応するため、全体の記載を見直した。

②「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」

意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用に関して、適用を受ける際の手続き全般にわたってよく寄せられる質問とその回答をとりまとめ、特許庁ウェブサイトで公表している²。

③「意匠審査便覧」

審査実務における手続的事項をまとめ、特許庁ウェブサイトで公開している³。「特許法等の一部を改正する法律⁴」の施行等に則し、記載内容を更新した。

④「部分意匠の関連意匠登録事例集」

部分意匠の出願のうち、本意匠と関連意匠として登録されたものの中から、意匠の類否判断の参考となる事例集を作成し、特許庁ウェブサイトで公表している⁵。

(2) 意匠審査における判断内容の明確化

特許庁は、意匠制度ユーザーからの審査判断内容の明確化の要望に応えるべく、2004年10月から、一部の拒絶理由通知書(意匠法第9条第1項(先願)に該当する場合)については、出願意匠と引用意匠との類否判断の理由を簡潔に記載する運用をとっている。また、意匠法第3条第1項第3号(新規性)に該当する場合についても、拒絶理由通知書への判断理由の付記を行っている。また、加えて、他の出願意匠との対比判断を伴う拒絶理由通知(意匠法第9条第2項、第10条第1項)についても、出願意匠の特徴点と引用意匠又は他の出願意匠との共通点及び差異点並びに判断理由を分かりやすく記載するよう運用の対象を拡大し、審査判断の明確化に努めている。

他方、登録された意匠については、審査判断や意匠権の効力範囲の明確化に資するべく、審査官が新規性や創作非容易性等を判断する上で参考とした資料を「参考文献」として従来から意匠公報へ掲載している。この参考文献情報を意匠公報の発行前に出願人へ伝えることが、戦略的な意匠権活用を検討する上での一助となり得ることから、登録査定に参考文献情報を記載した通知書を添付することで、意匠公報に掲載する参考文献情報を事前に通知する運用を行っている。さらに、2016年4月11日から、審査において先行意匠調査(サーチ)を行った日本意匠分類の情報を記載した通知書を、登録査定に添付する運用を開始している。登録された意匠の審査・審判書類は、J-PlatPat上で照会可能である。

1 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html

2 <https://www.jpo.go.jp/system/design/shutukan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/document/index/ishou-reigai-qa.pdf>

3 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_binran/index.html

4 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_binran/kaitei.html

5 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/bubun_isyou.html



(3)意匠審査スケジュールの公表

意匠制度ユーザーが意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール¹」を公表している。意匠審査スケジュールは、所定の出願年月に出願された意匠登録出願の審査予定期限を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに審査終了情報の追加等の更新を行っている。この意匠審査スケジュールを参照することによって、出願人は自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くか知ることができ、効果的なタイミングでの権利化が可能となる。

(4)意匠公知資料の公開

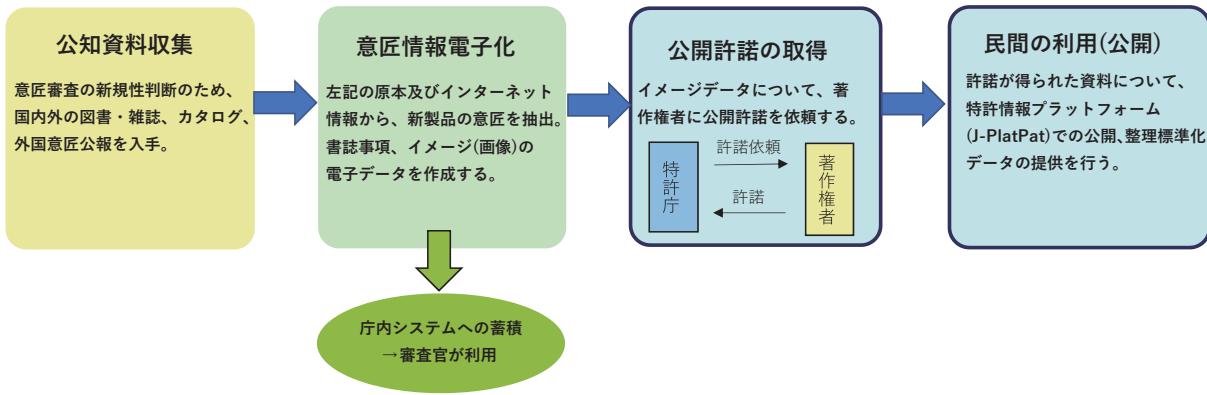
特許庁では、意匠審査における新規性及び創性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを意匠公知資料として整備し、主要な審査用資料としている。これらの意匠公知資料を一般公開することにより、企業等における先行意匠調査や意匠権調査のほか、新たなデザイン開発を行う際の参考資料として利用される等、我が国における、より一層独創的で付加価値の高いデザインの創作を促す効果が期待できる。そのため、特許庁が電子化した意匠公知資料を対象として著作物利用許諾を得る事業を2007年度から開始しており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、J-PlatPat等を通じて広く一般公開している。

2-2-4 図 【特許庁ウェブサイトに公開されている意匠審査スケジュールの例】

平成30年度意匠審査スケジュール

分類記号	Dターム記号	意匠分類	主な物品	審査時期(月・週)												上半期			下半期														
				H29				H30				H31				月・週			月・週														
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月・週	~	月・週	月・週	~	月・週
A0	0	A1	A1に属さないその他の製造食品及び嗜好品																									8.1	~	9.4	2.1	~	3.4
A1	ALL	B0	製造食品及び嗜好品																									8.1	~	9.4	2.1	~	3.4
B0	ALL	B1	その他の衣服及び身の回り品																									5.1	~	9.4	11.1	~	3.4
B1	000 ~ 116	120 ~ 13	その他の衣服、エプロン、背広、ワイシャツ、ジャンバー等																									5.1	~	9.4	11.1	~	3.4
120 ~ 13	20 ~ 2900	40 ~ 420	ズボン、スカート、つなぎ服等																									5.1	~	9.4	11.1	~	3.4
40 ~ 420	5 ~ 61	520 ~ 561	和服、羽織、帯等																									8.1	~	8.4	2.1	~	2.4
5 ~ 61	620 ~ 64	650 ~ 670	ハジャマ等																									5.1	~	9.4	11.1	~	3.4
620 ~ 64	650 ~ 670	68 ~ 903	海妖、マーメイド等																								5.1	~	9.4	11.1	~	3.4	
68 ~ 903	900 ~ 903	900 ~ 903	アンドゥーシャツ、腰巻き等																								5.1	~	9.4	11.1	~	3.4	
900 ~ 903	0 ~ 03	1	おしゃれ、おしゃかバー等																								4.1	~	5.1	10.1	~	11.1	
0 ~ 03	1	1	衣類用品、帯、整形用パッド等																								8.1	~	8.4	2.1	~	2.4	
1	20 ~ 300	400 ~ 49	ネクタイ																								8.1	~	8.4	2.1	~	2.4	
20 ~ 300	400 ~ 49	500 ~ 511	衣服用ベルト等																								8.1	~	8.4	2.1	~	2.4	
400 ~ 49	500 ~ 511	520 ~ 561	靴下、足袋等																								8.3	~	9.4	2.3	~	3.4	
500 ~ 511	520 ~ 561	570 ~ 59	手袋																								4.1	~	5.1	10.1	~	11.1	
520 ~ 561	570 ~ 59	600 ~ 65	手袋ベルト、腕用サポーター等																								4.1	~	5.1	10.1	~	11.1	
570 ~ 59	600 ~ 65	670 ~ 8	腕力バー、ベルト等																								8.1	~	8.4	2.1	~	2.4	
600 ~ 65	670 ~ 8	680 ~ 12	マフラー、スカーフ、ハンカチ等																								8.1	~	8.4	2.1	~	2.4	
670 ~ 8	680 ~ 12	690 ~ 13	キーホルダー、ストラップ等																								4.1	~	8.4	10.1	~	2.4	
680 ~ 12	690 ~ 13	700 ~ 191	記章																								4.1	~	8.4	10.1	~	2.4	
690 ~ 13	700 ~ 191	710 ~ 192	芸能人用品及び付属品、装身用鏡等																								4.1	~	8.4	10.1	~	2.4	
700 ~ 191	710 ~ 192	720 ~ 192	芸能人玉																								4.1	~	8.4	10.1	~	2.4	

2-2-5 図 【意匠公知資料の収集と公開の概要】



1 https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/status/document/ishoto/isyou_schedule_j.pdf



5. 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

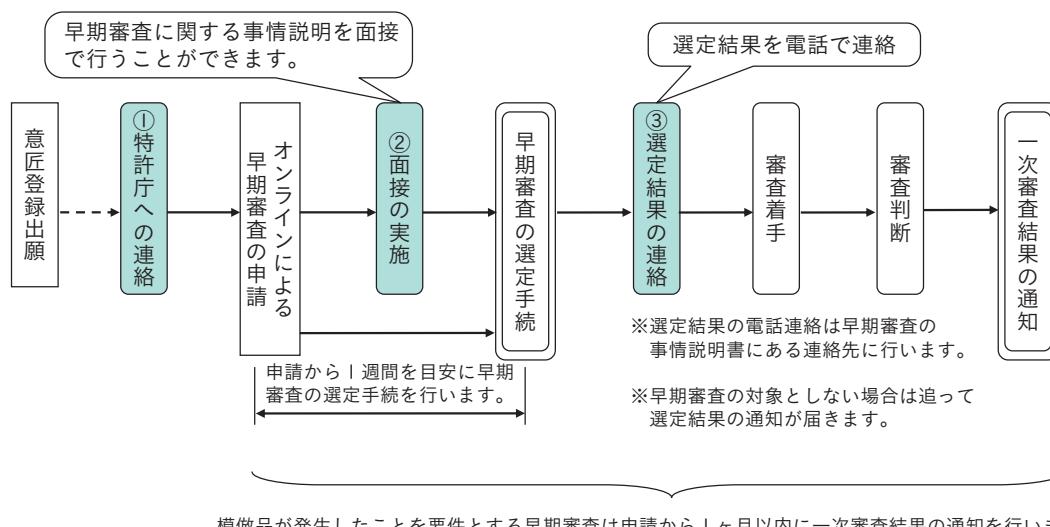
意匠登録出願に関する早期審査¹は、(i)権利化について緊急性を要する実施関連の意匠登録出願や、(ii)外国にも出願している意匠登録出願を対象としている。また、2011年8月からは、東日本大震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願についても早期審査の対象としている。これらの出願については、早期審査の申請から3.5か月以内に一次審査結果を通知することを目指している。2019年は、早期審査の申請は218件であり、申請から一次審査通知までの期間

は平均1.7月であった。

また、模倣品が発生した場合に意匠権による早期の対策を図ることができるよう、模倣品対策に対応した早期審査制度の運用を行っている。

この運用では、出願手続に不備のない出願であれば、早期審査の申請から1か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2019年は、模倣品対策に対応した早期審査の申請は24件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均0.5月であった。

2-2-6 図【「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要】



¹ 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyou_soukisinri.html

